

2009年12月18日

石川県知事
谷本 正憲 様

石川県平和運動センター
代表 柚木 光



石川県平和運動センター 2009年度制度・政策要求 の提出について

日頃、県政の発展、県民福祉の向上に向け、ご尽力いただいておりますことに敬意を表しますとともに、石川県平和運動センターの活動にご理解、ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、私ども石川県平和運動センターはかつての石川県評、石川県評センター、石川県連帯労組会議の流れをくむ石川県内の平和運動の中心的組織として2000年9月に発足し、現在、17の労働組合を構成組織とし、12の地区平和運動センターと連携し、県内で反戦・平和、護憲、脱原発を主要な運動課題として活動しています。

この間、原発や基地問題など個別の案件で、必要に応じその時々によ請行動をさせていただいてきましたが、上記課題について、県政でのさらなる充実を求め、今年度はじめて「制度・政策要求」という形で整理をさせていただきました。

石川県におかれましては、2010年度の予算編成および今後の行政の執行にあたり、以下の「制度・政策要求」に掲げました各項目について積極的に対応していただくとともに、文書での回答を要請します。

石川県平和運動センター 2009年度制度・政策要求

重点要求項目

1. 憲法理念の実現について

すべての県政課題のとりくみにおいて、憲法理念の実現を念頭にした施策の展開に努めること。

2. 核廃絶のとりくみについて

石川県議会は1998年2月20日、「非核石川県宣言」を採択しているが、その後、県政において具体的な施策の展開がみられない。非核宣言自治体協議会に加盟し、全国の非核宣言自治体と連携する中で、地域からの核廃絶の取り組みを積極的におこなうこと。

3. 自衛隊基地について

小松基地の騒音対策として「10.4協定」が締結されているが、34年を経過したいまも環境基準は達成されていない。県は協定の当事者として、その実現に責任を果たすこと。

4. 国民保護実動訓練について

武器を携行した自衛隊を市民社会に登場させ、近隣諸国に対する脅威を煽り、さらに多くの市民を避難住民として動員する国民保護実動訓練は実施しないこと。

5. 「いしかわ子ども権利条例」の制定について

「いしかわ子ども総合条例」とは別に、子どもが主体となる子どもの権利条約の理念にもとづく「いしかわ子ども権利条例」を新たに制定すること。

6. 歴史認識を共有するとりくみについて

村山談話を踏まえ、中国人強制連行の歴史や軍都金沢として侵略戦争を担った歴史など、県内の戦争にまつわる遺跡や資料、証言などを整理・保存し、継承していくこと。

7. 志賀原発のプルサーマル計画について

志賀原発をより危険にし、エネルギー政策としての展望も示されていないプルサーマル計画は、北陸電力からの申し入れがあった場合、同意しないこと。

石川県平和運動センター 2009年度制度・政策要求

I. 憲法に関する制度・政策

1. 憲法理念の実現について

日本国憲法が制定され62年が経過したが、いまだに憲法の理念の多くは実現されていない。むしろ第9条（戦争放棄、軍備および交戦権の否認）の空洞化は進み、第19条（思想および良心の自由）や21条（集会、結社・表現の自由等）を脅かす動きが多々みられ、さらに経済危機の中で第25条（生存権、国の生存権保障義務）、26条（教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償）、27条（労働の権利・義務、労働条件の基準等）、28条（労働者の団結権・団体交渉権その他団体行動権）も急激に空洞化が進んでいる。

- (1) すべての県政課題のとりくみにおいて、憲法理念の実現を念頭にした施策の展開に努めること。
- (2) 県民が日本国憲法についてより深く学ぶ機会を積極的に提供していくこと。

2. 「日本国憲法の改正手続に関する法律（改憲手続法）」への対応について

憲法第96条に示された憲法改正のための国民投票など、憲法上の制度・整備については、憲法理念に基づき民主主義、人権尊重を貫くことが求められる。2007年に成立した「改憲手続法」は18項目もの付帯決議がついたことで明らかなように法的に瑕疵があり、審議のやり直しが求められる。この法律を前提に総務省がおこなう国民投票制度の広報活動については協力しないこと。

II. 核廃絶に関する制度・政策

1. 非核宣言自治体協議会への加盟について

石川県議会は1998年2月20日、「非核石川県宣言」を採択しているが、その後、県政において具体的な施策の展開がみられない。非核宣言自治体協議会に加盟し、全国の非核宣言自治体と連携する中で、地域からの核廃絶の取り組みを積極的におこなうこと。

2. 非核・平和条例の制定について

非核三原則の厳守、恒久平和の実現、県民の平和的生存権の保障に関する基本原則を条例として定め、その具体策を明示すること。

III. 平和・安全保障に関する制度・政策

1. 自衛隊基地について

- (1) 小松基地の騒音対策として「10.4協定」が締結されているが、34年を経過したいまも環境基準は達成されていない。県は協定の当事者として、その実現に責任を果たすこと。

- (2) 基地や武器をPRするイベントとして小松基地航空祭が毎年開催されているが、当日や事前の訓練の騒音被害、アクロバット飛行や編隊飛行などによる事故の危険性、さらに平和教育の推進に逆行するものであり中止を要請すること。
- (3) 在日米軍再編計画に基づく日米共同訓練は小松基地の強化、恒久化につながるものである。加えて騒音被害や事故の危険性も高まり、米兵犯罪も危惧される。県民の安全確保のため、国に対し中止を要請すること。
- (4) 陸上自衛隊金沢駐屯地も含め、県内自衛隊基地所属部隊の日米合同演習参加が拡大傾向にあるが、県民の安全にかかわる問題であり、その実態把握に努めること。
- (5) 武器を携行した陸上自衛隊の徒行訓練が基地外で実施される場合、県は通知受理後速やかに県議会に報告し、ホームページ等で県民に周知すること。

2. 国民保護実動訓練について

武器を携行した自衛隊を市民社会に登場させ、近隣諸国に対する脅威を煽り、さらに多くの市民を避難住民として動員する国民保護実動訓練は実施しないこと。

3. 金沢港、七尾港の平和利用について

国内各地の港湾に米軍艦船の入港が相次ぐ中、金沢港、七尾港については商業港としての整備を進め、対岸諸国との貿易の拠点、交流の拠点としての発展を期すため、港湾管理条例を改正し港の平和利用を明記すること。

IV. 平和・人権・環境・共生教育についての制度・政策

1. 「人権・平和・環境・共生」教育の推進について

学校における日常的な「人権・平和・環境・共生」教育を推進するため、各担当をすべての学校の校務分掌に位置づけること。

2. 平和教育について

- (1) すべての学校で8月6日または8月9日を全校登校日とし、特設平和学習をおこなうこと。
- (2) すべての学校で平和学習をカリキュラムに位置づけ、年間を通じた平和学習を系統的におこなうこと。

3. 人権・共生教育について

- (1) すべての学校で人権学習をカリキュラムに位置づけ、年間を通じた人権学習を系統的におこなうこと。
- (2) すべての学校がインクルージョンになるようインクルーシブ教育を推進すること。
- (3) 障害者権利条約の理念に反する石川県教委の交流教育における「50%条項を撤廃し、交流教育の拡大に努めること。

4. 「いしかわ子ども権利条例」の制定について

「いしかわ子ども総合条例」とは別に、子どもが主体となる子どもの権利条約の理念にもとづく「いしかわ子ども権利条例」を新たに制定すること。

V. アジア諸国との共生に向けた制度・政策

1. 歴史認識を共有するとりくみについて

村山談話を踏まえ、中国人強制連行の歴史や軍都金沢として侵略戦争を担った歴史など、県内の戦争にまつわる遺跡や資料、証言などを整理・保存し、継承していくこと。

2. 自治体外交の推進について

古代から大陸との交流を重ね、特有の文化を育んできた石川の個性を活かし、東北アジア非核地帯構想の実現を視野に入れた近隣諸国との自治体平和外交を積極的に展開すること。

VI. 原子力政策の転換についての制度・政策

1. 志賀原発のプルサーマル計画について

志賀原発をより危険にし、エネルギー政策としての展望も示されていないプルサーマル計画は、北陸電力からの申し入れがあった場合、同意しないこと。

2. 原子力規制行政の強化について

- (1) 志賀原発の周辺住民に限定した原子力行政から脱皮し、県民の安全確保と県民への情報公開、県民の合意形成を原則とした行政に転換すること。
- (2) 北陸電力との緊張関係を維持し、的確かつ有効な原子力規制行政を展開するため、「志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（安全協定）」を改定し、「原子力環境安全管理協議会」の組織も抜本的に改革すること。

3. 原子力防災体制の実効性の確保について

- (1) 住民の被曝回避を最優先に、実効性のある防災体制を確立すること。
- (2) 地震との複合災害を想定した訓練を実施すること。

4. 再生可能エネルギーの普及促進と地球温暖化対策について

- (1) 石川県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの普及や省エネ技術の開発・普及に積極的に取り組むこと。
- (2) 原発依存の温暖化対策は大量エネルギー消費社会を前提とし、分散型、再生可能エネルギーの普及に逆行するものであり、正確な温暖化対策情報を県民に提供するように留意すること。